

四條畷市民間企業等行政実務研修員の受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間活力の導入を図り、もって市政の活性化と効率的な運営に資することを目的に四條畷市民間企業等行政実務研修員（以下「研修員」という。）を受け入れるに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において四條畷市民間企業等行政実務研修（以下「研修」という。）とは、民間企業等に勤務する従業員（以下「企業等従業員」という。）を研修員として受け入れることをいう。

(受入基準)

第3条 研修員の受入れは、市政運営における公平性を阻害するおそれがないと市長が認める場合に限るものとする。

(研修期間)

第4条 研修員の研修期間は、1年とする。ただし、研修の目的を効果的に達成するに当たり必要があると認めるときは、当該企業等従業員が勤務する民間企業等（以下「派遣企業」という。）と協議の上、研修期間を延長し、又は短縮することができる。

(職務)

第5条 研修員は、市における配属先の所属長が指定する業務に従事する。

(給与)

第6条 研修期間における研修員の給与は、派遣企業が負担し、研修員に直接支給するものとする。

(旅費)

第7条 研修員が研修中に市の職務に係る旅行をしたときは、四條畷市職員旅費条例（昭和28年条例第141号）第2条第3項の規定により四條畷市が旅費を支給する。

(勤務時間その他の勤務条件)

第8条 研修員の勤務時間その他の勤務条件は、四條畷市職員の例によるものとする。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、派遣企業と協議の上、別に定めることができるものとする。

(発令)

第9条 研修員の発令は、通知書（様式第1号）により行うものとする。

(秘密保持義務)

第10条 研修員は、研修期間中に知り得た秘密を漏らしてはならない。その研修期間が終了した後も、同様とする。

(誓約)

第11条 研修員は、研修開始に際して、誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(服務)

第12条 研修員は、研修期間中、地方公務員法をはじめ、四條畷市職員に適用される法令等を遵守しなければならない。

2 研修員は、市において、派遣企業や派遣企業と主たる業種が同一の民間企業等に対する処分等（法令に基づく許認可、補助金交付、行政指導等）又は契約の締結等に関する事務に従事してはならない。

3 研修員は、研修中、四條畷市民間企業等行政実務研修員証（様式第3号）を携帯しなければならない。

(分限及び懲戒)

第13条 研修員の分限及び懲戒処分は、原則として、市の報告に基づき、派遣企業において行う。

(研修中の災害等)

第14条 研修中の災害又は通勤による災害は、派遣企業の業務上の災害又は通勤上の災害として取り扱い、派遣企業の責任において処理する。

(研修期間終了後の従事制限)

第15条 研修員は、派遣企業に復帰した日から2年間は、市で配属されていた部署の所管業務に関して、次に掲げる業務に従事してはならない。

- (1) 許認可その他これに類する申請に関する業務
- (2) 契約の締結又は履行に関する業務
- (3) 市に対する法令等の規定に基づく検査等に対応する業務

(協定の締結)

第16条 市長は、派遣企業と研修に関する協定を締結するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、研修員の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

通知書

(氏名)	(所属企業名)
<p>四條畷市民間企業等行政実務研修員を命ずる</p> <p>において研修することを命ずる</p> <p>期間 年 月 日 から 年 月 日 まで</p> <p>年 月 日</p> <p>四條畷市長</p>	

誓約書

私は、四條畷市民間企業等行政実務研修員として職務を執行するに当たり、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 研修期間中は、法令その他諸規定を遵守し、誠実かつ公正に職務を執行することを約束いたします。
- 2 研修期間中に職務上知り得た秘密については、研修期間中及び研修終了後においても、漏らさないことを約束いたします。
- 3 研修期間中に故意又は過失により市に対し損害を与えたときは、その責めを負うことを約束いたします。

年 月 日

四條畷市長

住所

氏名

印

(表)

四條畷市民間企業等行政実務研修員証		写真
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は四條畷市民間企業等行政実務研修員であることを証する		
四條畷市長		印
		発行日 年 月 日

(裏)

(注意事項)
1 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
3 研修員でなくなったときは、速やかに返納しなければならない。